

平成27年6月
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

平成27年6月15日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1	議案第41号	大竹市立学校設置条例の一部改正について	総務文教 (原案可決)
第 2	議案第38号	訴えの提起について	生活環境 (原案可決)
第 3	議案第39号	大竹市太陽光発電設備基金条例の制定について	
第 4	議案第40号	大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について	
第 5	議案第42号	大竹市と廿日市市との間における一般廃棄物処理事務の委託に関する協議について	
第 6	平成27年請願第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択について	総務文教 (採 択)
第 7	平成27年請願第1号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書採択について	生活環境 (採 択)
第 8		閉会中の継続審査の申し出について	
第 9		岩国大竹道路対策に関する中間報告について	
第10		まちづくり対策に関する中間報告について	
第11		安心安全対策に関する中間報告について	

○会議に付した事件

- 日程第 1 議案第41号（報告・表決）
- 日程第 2 議案第38号から日程第5 議案第42号（報告・表決）
- 日程第 6 請願第 2号（報告・表決）
- 追加日程第 1 意見書案第1号（説明・表決）
- 日程第 7 請願第 1号（報告・表決）
- 追加日程第 2 意見書案第2号（説明・表決）
- 日程第 8 閉会中の継続審査の申し出について（表決）
- 日程第 9 岩国大竹道路対策に関する中間報告について（報告）
- 日程第10 まちづくり対策に関する中間報告について（報告）
- 日程第11 安心安全対策に関する中間報告について（報告）

○出席議員（16人）

1番	寺岡公章	2番	和田芳弘
3番	大井 涉	4番	網谷芳孝
5番	藤井 馨	6番	乃美晴一
7番	児玉朋也	8番	北林 隆
9番	山崎年一	10番	細川雅子
11番	上野克己	12番	原田 博

13番 二階堂 博

15番 西川 健三

14番 田中 実穂

16番 山本 孝三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市長
副市長
教育長
総務部長
市民生活部長
健康福祉部長兼
福祉事務所長
建設部長
上下水道局長
消防長
総務課長併任選挙
管理委員会事務局長
企画財政課長
産業振興課長
併任農業委員会事務局長
自治振興課長
社会健康課長
監理課長
総務学事課長

入山 欣郎
太田 勲男
大石 泰修
政岡 浩治
青森 丈治
大和 伸明
平田 安希雄
西岡 靖成
米中 和成
吉岡 和範
中川 英也
吉田 茂文
野島 等
香川 晶則
野崎 光弘

○出席した事務局職員

議会事務局 長
議事係 長

福重 邦彦
三浦 暁雄

10時00分 開議

○議長（寺岡公章） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（寺岡公章） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、9番、山崎年一議員、10番、細川雅子議員を指名いたします。

本日の議事日程、議案審査報告について、請願審査報告について、閉会中継続審査申出書、中間報告書、被表彰者名簿を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

日程に入ります前に、去る5月27日開催の第136回、中国市議会議長会定期総会の席におきまして、永年勤続等の表彰がありましたので、表彰状及び記念品の伝達を行います。受賞者は、お手元に配付しております名簿のとおりでございます。

○議会事務局長（福重邦彦） それでは、受賞されました方のお名前を申し上げますので、表彰台のところまでお運びをお願いいたします。

議員28年以上特別表彰、西川健三殿。

○議長（寺岡公章） 表彰状、西川健三殿。あなたは、市議会議員在職28年、よく市政の振興に努められ、その功績、特に顕著なものがあります。よって、第136回定期総会に当たり、本会表彰規程により特別表彰いたします。

平成27年5月27日。中国市議会議長会会長、広島市議会議長、永田雅紀。

〔拍手〕

○議会事務局長（福重邦彦） 続きまして、議員12年以上特別表彰、寺岡公章殿。

○副議長（上野克己） 表彰状、寺岡公章殿。あなたは、市議会議員在職12年、よく市政の振興に努められ、その功績は特に顕著なものがあります。よって、第136回定期総会に当たり、本会表彰規程により特別表彰いたします。

平成27年5月27日。中国市議会議長会会長、広島市議会議長、永田雅紀。

〔拍手〕

○議会事務局長（福重邦彦） 以上をもちまして、表彰状並びに記念品の伝達を終わります。

○議長（寺岡公章） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第41号 大竹市立学校設置条例の一部改正について

○議長（寺岡公章） 日程第1、議案第41号大竹市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、北林 隆議員。

総務文教委員会議案審査報告書

平成27年6月1日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|---------------------|-------|
| 議案第41号 | 大竹市立学校設置条例の一部改正について | 原案可決 |

平成27年6月3日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

総務文教委員長 北林 隆

〔総務文教委員長 北林 隆議員 登壇〕

○総務文教委員長（北林 隆） 去る6月1日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件につきましては、6月3日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告申し上げます。

議案第41号大竹市立学校設置条例の一部改正についてでございますが、本件では「通学路の一般車両の時間帯制限は考えているのか伺う」との質疑に対し、「一般車両の時間帯制限については考えていない」との答弁がございました。

次に、「通学路の検討課題について、具体的にどこであるのか伺う」との質疑に対し、「県道を渡る恵川大橋の横断歩道には信号機が設置されていないので、保護者や地域の方に子供たちの見守りをお願いしながら、気をつけて横断してもらいたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「小学生・中学生ともに生活環境が変わったため、一緒に生活することでお互いストレスがたまるのではないかと。そういったときに、学校の運営を調整・検討する組織的なものができているのか伺う」との質疑に対し、「現在も玖波小中の教員が連携をとって協議している。実施していることとしては、一緒になってからの設定で、それぞれチャイムを鳴らしたり、玖波中学校では既に小学生用のスペースをあけた教室配置としていることなどがある。これからわかる問題もあると思うが、それについてもその都度協議していきたい。また、マイナスであるとだけ捉えているわけではなく、小中連携などのプラス面も効果を期待しており、教育委員会としても連携が深まるような1年半にしたいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第5〔一括上程〕

議案第38号 訴えの提起について

議案第39号 大竹市太陽光発電設備基金条例の制定について

議案第40号 大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について

議案第42号 大竹市と廿日市市との間における一般廃棄物処理事務の委託に関する協議について

○議長（寺岡公章） 日程第2、議案第38号訴えの提起についてから、日程第5、議案第42号大竹市と廿日市市との間における一般廃棄物処理事務の委託に関する協議についてに至る4件を一括議題といたします。

本4件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、乃美晴一議員。

生活環境委員会議案審査報告書

平成27年6月1日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                    | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第38号 | 訴えの提起について             | 原案可決  |
| 議案第39号 | 大竹市太陽光発電設備基金条例の制定について | 原案可決  |

|        |                                       |      |
|--------|---------------------------------------|------|
| 議案第40号 | 大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について          | 原案可決 |
| 議案第42号 | 大竹市と廿日市市との間における一般廃棄物処理事務の委託に関する協議について | 原案可決 |

平成27年6月4日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

生活環境委員長 乃美 晴一

〔生活環境委員長 乃美晴一議員 登壇〕

○生活環境委員長（乃美晴一） それでは、6月1日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案4件につきまして、4日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第38号訴えの提起についてでございますが、本件では、「50年近く契約を更新してきたのに、突然、契約を打ち切り、返還を求めている。最も大切な理由が記載されていない。なぜか何う」との質疑に対しまして、「普通財産を貸し付ける基準は、『公用、公共用または公益事業の用に供するとき』『体育の振興並びに文化的行事の集会場として一時的に使用するとき』『材料置き場、駐車場、展示場として一時的に使用するとき』『売却または交換を前提とするとき』『市の事務または事業の遂行のため必要と認められるとき』『その他特別な事情があるとき』と具体的に定めている。普通財産の貸し付けを見直す中で、基準と照らし合わせたとき、本件については貸し付ける理由が見当たらない」との答弁がございました。

次に、「現地確認を18年間も行わず、18年後に行うと使用していない状況であったというのが執行部の言い分であるが、相手方は、次のための段取りをしていたということである。現地調査に行ったときに、なぜ相手方に今後どうするのかを確認しなかったのか何う」との質疑に対しまして、「相手方が次の準備をしていたということは、現地確認のときには確認ができていない。返還を求めても、さして迷惑はかからないと判断し、契約更新をしない旨の通知をしたところ、その後、実はこういうつもりだったという話を伺った。しかしながら、普通財産貸付要領の規定にはそぐわないということから、継続して貸し付けることは難しいという判断の中で契約更新はお断りをしている」との答弁がございました。

次に、「管理上適当でないと聞こえるが、今までの管理のどこに問題があったのか。また、返還後に、市として甲島の利活用の予定があるのか何う」との質疑に対しまして、「貸し付ける以上は、年に何回か、どういう状況で使用されているのか現地を確認する必要がある。過去、現地確認をしなかった期間が相当長くあることは、申しわけなく感じている。もし貸し付けるのであれば、現地確認の必要性もあるが、甲島へは定期航路もなく、現地に栈橋もないため、渡船をチャーターする必要がある。1回に四、五万円の費用が必要と考えられ、年間の賃料が4万7,000円程度であるため、何度か行えば赤字になってしまう。よって、管理上好ましくないと考えている。また、返還後の利用については、特に

予定はない。あくまでも普通財産貸付要領に当てはまらないと考え、返還を求めている」との答弁がございました。

次に、「裁判をすることに相手方も市もメリットがあるのか不思議である。なぜ今さら裁判をするのか伺う」との質疑に対し、「できれば話し合いで返還をと考えているが、相手方は農地法の適用のある土地なので、勝手に解除できないという主張をされている。現地を農業委員と確認し、『農地法の適用になる土地ではない』という判断もいただいているため、農地ではないと考えているが、相手方は農業委員が間違っているという主張をされている。農地法の適用のある土地となると、一方的に、解約や、契約を更新しないということとはできないことになる。このままでは、返してもらえない土地になるのではないかという懸念がある。それを避けたいと考え、訴訟までしてでも返還していただきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「現地を確認し、牛もヤギもないようなので、ここで収入を得るような仕事をしていないのではと判断したようだが、契約を更新しなくても相手方が生活していくために困らないと判断したものが、他にもあるのか伺う」との質疑に対し、「平成26年5月29日に、農業委員会に甲島の土地について、農家台帳や農地法第3条による農業委員会の許可があったのか照会をかけているが、該当がないという回答をいただいている。当初、相手方の父に貸し付けたときは、乳牛ということで貸している経緯がある。学校給食へは平成5年ごろまで納入をしていたようであるが、平成10年以降は納入業者の名簿に名前がないため、平成5年から平成10年の間に納入はやめているのではないかと考えている。牧畜を生業としている方であれば、今は飼っていないが近々再開するということも理解できるが、調停の場でも他に生業を持っているということを本人が言われていた。返還していただきたいと判断したときには甲島では何もされていなかったのではと判断をしている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結したところ、1名の委員から閉会中の継続審査の申し出がございました。

その内容は、「相手方は、これからも行いたいという意向であるため、農業、酪農のさらなる振興という立場を踏まえ、市としての対応を考えてほしい」というものでございました。

起立採決の結果、閉会中の継続審査については否決されております。

続いて討論に入り、反対の立場で2名、賛成の立場で2名の委員から討論がございました。

まず、反対の立場では、「農業や酪農にしても、一定の期間、資金の調達や将来にわたる営業について、いろいろな角度から検討する必要もある。船を仕立て、将来にわたり甲島を利用したいという意図のもとに、いろいろな投資をしている。農業委員会を通じて農地法の適用を受ける状況でないということで、一方的に、地主である市の言い分を、半ば強制的に通すことに納得ができない。返還後、使用する目的もなく、地代では定期的な検査ができないという管理上の事情があるならば、値上げの交渉をすればよいが、そういう建設的なことは行っていない。裁判という市と市民で争いを起こすべきではないと考え

る」というものでございました。

次に、賛成の立場では、「当初の契約は、乳牛ということで牛乳を児童に与えるという目的があったとしても、長い間にどういう寄与をされてきたのかわからない。司法の場に委ね、判断をしていただくことが適当と考える。和解ということもあるが、双方の言い分が平行線の状況であれば、やむを得ないと考える」というものでございました。

次に、反対の立場では、「市民の税金を使い市民を訴えていくことは、重大なことだと考える。市も、平成7年から18年間、現地確認を怠っている。市が返還を求める方針を決め、一方的に通知を出し、市民を訴えることに疑問を感じている。平成24年8月28日の記事によると、再び放牧を計画しているという意味を述べている。若干時間は過ぎてはいるが、現在放牧を再開している。農業振興からも畜産を育てるべきと考え、裁判については反対する」というものでございました。

次に、賛成の立場では、「本来の普通財産貸付要領から見て間違った部分もあるということ率直に認め、これをただしていきたいという市の方針、さらに契約を継続しないことにより、相手方の生活に影響が出ないということを確認した上で判断している点などを認め、主張が違っている部分は、司法の中で判断するのがよいと考え賛成する」というものでございました。

討論を終結し、起立採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第39号大竹市太陽光発電設備基金条例の制定についてでございますが、本件では、「公共施設に太陽光発電設備を導入するために、投資がどの程度で、何年で元がとれるというような費用対効果の検証をしているのか。また、個人に対する設置の補助金をやめたときに、『県の機関で、不公平を理由によくないとされた』という答弁を、以前、聞いたことがある。公共施設に太陽光発電設備を導入する場合と、どこに整合性があるのか伺う」との質疑に対しまして、「図書館と木野集会所については、グリーンニューディール基金事業の補助金で100%補助であるため、費用対効果という考えは出てこない。修繕等のランニングコストについては、基本的に今回の基金の積み上げ額で対応することになる。また、個人に対する補助金は、100%ではなく、10万円程度の小さい額であった。さらに、中国電力の買い取り価格は、キロワット当たり30円台と高くなっている。それに対し、グリーンニューディール基金事業については100%補助であり、買い取り価格もキロワット当たり8円と安くなっている。一般電気利用者の料金へ転嫁されることはほぼないので、不公平にはならないと考えている」との答弁がございました。

次に、「売電収入はどの程度見込んでいるのか。また、基金の処分は木野集会所の設備に限り使うということなのか伺う」との質疑に対しまして、「木野集会所で発電し、余った電力を売電する。昼間、余剰となる電力量を19.9キロワットアワーと見込み、売電収入は年額6万円程度と見込んでいる。また、売電収入により更新できる施設は、木野集会所と図書館である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと、決しております。



続きまして、議案第40号大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正についてでございますが、本件では、「総合福祉センターの使用が拡大されることになるが、どういふものに使用ができないのか。また、どういふものに使用が拡大されるのか伺う」との質疑に対しまして、「公序良俗に反するような営業や長期間占有するような使用は許可しないと考へている。また、営利活動で想定しているのは、企業の会議、入社式、求人説明会及び社員研修、商品の展示・販売、参加費を徴収しての講習会、音楽の発表会、臨時的な学習会などである」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第42号大竹市と廿日市市との間における一般廃棄物処理事務の委託に関する協議についてでございますが、本件では、「本市と廿日市市でのごみの分類に違いがあるが、今後の協議で決めていくことになるのか伺う」との質疑に対しまして、「現在協議を進めているのは可燃ごみである。廿日市市では可燃ごみの中に燃やすごみとプラスチックが入っているが、本市では分別している。両市で協議する中では、可燃ごみの中に燃やすごみとプラスチックをあわせて処理することで、エネルギー回収の効率化が図られるということを進めている」との答弁がございました。

次に、「両市の間で、一方はごみの減量化に緩やかであり、もう一方は減量化に取り組んでいるという違いがありながら、費用負担は同じようにということでは、住民から見て不公平を感じるのではないかと考へる。どのように考へているのか」との質疑に対しまして、「廿日市市においても、ごみ処理手数料の導入ということ審議を進めていると聞いている。相互にごみの減量化を図り、減量化後の廃棄物を無駄にするのではなく、エネルギーとして有効に活用していくために広域で大きな施設を持ち、回収率を高くするということに取り組んでいる」との答弁がございました。

次に、「廿日市市は大野町と佐伯町と合併をしているが、それぞれの町に廃棄物の処理施設がある。これらの施設は今後使わなくなるのか。また、これらの施設を処分するための費用は、本市も負担することになるのか伺う」との質疑に対しまして、「今回の事務委託では、共同に処理する部分となる焼却施設と発電施設について、人口割等に依り費用負担を設定する予定である。本市では、他に中継施設の整備が必要であり、本市が負担することになる。廿日市市においても、今ある処理施設を中継施設として整備するものもあり、費用は廿日市市が単独で負担することになる。それぞれが負担するものは区分の中で仕分けを行っている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託をいただきました議案4件の審査報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、藤井 馨議員。

○5番（藤井 馨） 私は、本議案38号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

本件は、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、次のとおり、訴えを提起することについて、市議会の議決を求めるというものでありますが、本議案38号は、甲島貸し付け土地にかかわる貸借のことで訴訟を提起する目的で市議会の議決を求めるとでございます。

市民の大切な税金を使って、市民を相手に訴訟を起こそうとしているものでありますから、議員の皆様方には慎重な御判断をお願いいたします。

議案第38号は、生活環境委員会に付託され、ただいま生活環境委員長からの御報告がありましたけれども、執行部の考え方は、公有地について、現在貸し出している物件について順次返還を求め、整理を行っていきたいということと、相手方が引き続いて契約をする意思がないと判断したというのが、返還を求める主な理由であると私は解釈しております。

返還いただいても、何かに使用する目的があるような回答は得られていません。相手方とは50年近くも契約を更新してきたにもかかわらず、何の相談もなしに突然契約を打ち切り、返還を求めるにすれば、問題になるような重大な信義に反するような理由が議案に記載されていません。

行政は、平成7年9月29日に現地調査を行った後、平成25年9月19日まで、18年間全く現地調査を行っていません。突然、18年ぶりに現地調査を行い、翌年の平成26年3月18日までに、調査結果について相手方に何の連絡も相談もせず、期限切れである平成26年2月末日をもって、いきなり平成26年3月18日に貸付財産の返還にかかわる借受財産返還書を送付いたしております。

現地調査を行った平成25年9月19日から約半年間放置し、いきなり貸付財産の返還はないのではないのでしょうか。本来なら、現地調査を行った時点で調査結果を報告するとともに、状況を説明し、行政の考え方を話すべきであるし、何より大切なことは、相手がどのような計画を持っているのか、また、今後、採草地としての利用や放牧について、続けるのか、やめるかなど、聞き取り調査をするのが行政の正しいやり方であると私は考えています。

私が相手方に聞いてみたところ、「年間、何度も甲島に渡り、道づくりを行っている」というふうに伺っております。現に、大竹市の農業委員会が視察に行かれたときの記録にも、「ずっと尾根を歩いたんですが、道のふちは1メートルぐらいを3分の1くらい、途中まで草を刈ってありました」と述べております。つまり、手入れをしている証拠の発言であろうかと思えます。

相手方がちゃんと手続を行ってきているし、借地代も欠かしたことはありません。解約に該当するような重大な信義に反することは何もしてありません。

しかも、広島県庁西部畜産事務所に、甲島M。Mとさせていただきます。M牧場として、毎年、定期報告書を提出しています。この報告は、家畜の伝染病予防法12条の4第1項による報告でございます。牛もヤギも対象で、家畜がヤギになっていた時期も毎年行っていたと聞いております。

これから判断して、相手方借地人には何の落ち度もないと私は考えています。

わずかなすきを突いて、こそくな手段で契約の解除を迫り、大竹市の農業委員会を巻き込み、民法で争うつもりが見え隠れしますが、もし仮に農地法で争うということになると、農地法は県の管轄であり、解約は県農業委員会の見解を聞き、県知事しか行うことはできないことになると考えております。

若干の手違いで空白があったようですが、現在、甲島には肉牛が3頭放牧されていると聞いています。農業振興、あるいは産業振興の立場から考えますと、解約どころか、逆に行政がバックアップし、頑張ってくださいことのほうがよろしいのではないかとこのように考えます。

再び農業に取り組もうとすることは、喜ばしいことではないでしょうか。相手方は争うことは望んでなくて、和解を求めているわけですから、今後、3年程度でも様子を見て、続かないようであれば、その後のことを話し合ってもよろしいのではないのでしょうか。

甲島の放牧牛は現在3頭ですが、5頭、10頭になることを私は期待しております。

冒頭に申し上げましたが、市民の大切な税金を使って、事業をやろうとする市民を相手に訴訟を起こそうとしている大変な議案だと私は考えております。

高い弁護士料を支払い、たとえ大竹市が勝訴したとしても、わずかな金品しか入らないと聞いております。議員各位におかれましては、私の討論に賛同を賜り、この議案第38号に反対していただきますようお願いいたします。議案第38号の反対討論といたします。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

14番、田中実穂議員。

○14番（田中実穂） 私は、議案第38号訴えの提起について、委員長の報告どおり、賛成の立場で討論を行います。

昭和41年12月、相手方の父親から、学校給食に牛乳を提供するために乳牛を放牧したい旨の陳情が採択をされ、翌42年5月1日、家畜の放牧及びそれに伴う施設を貸し付け用途として、3年間の市有財産賃貸借契約を締結をされ、以降、3年ごとに契約を更新されてきたようであります。

昭和63年、父親が亡くなられ、契約の相手方が息子さんにかわった後も、引き続き契約を締結されてまいりました。本来ならば、契約期間中、定期的に双方が立ち会って、賃貸物件が指定用途どおりに使用されているかどうかを現況確認するべきであったとは思いますが。何度かは市の視察があったようですが、立派に成長した牛やヤギが生育している様子はなかったとのこととあります。

昨今、市が保有する土地についての貸付要綱の見直し検討がなされております。土地の賃貸借契約書には、契約の解除、原状回復が定められています。今回は、契約の途中での解除ではなく、期間が満了しての返還を求めているものであります。

そもそも、賃貸借契約というのは、期間が満了したら返還することが前提となっております。意見陳述書には、これまでの歴史的経緯と互いの信頼関係から考えましても、裁判ではなく話し合いで解決するのが妥当な事案だと思っていますと述べられておりますが、昨年の4月、調停の申し入れをされ、不調に終わっておりますし、農地法を持ち出し、これまでどおり継続しての貸し付けを望まれている相手方と返還を求めている市側との主張に大きな違いがあれば、和解に向けた努力も困難であると思われまます。いたずらに時間の経過を要することは、決してよいことではありません。

私ども市議会は、裁判官ではありません。この際は、司法の場で解決していただくことを選択することは、やむを得ないと申し上げ、私の討論といたします。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

16番、山本孝三議員。

○16番（山本孝三） 私は、ただいま委員長が報告された議案第38号については、委員会審査の過程で、るる私なりの意見も申し上げて、委員会でも訴えについては反対の意思表示をしておりますが、改めて反対の理由について申し上げたいと思います。

一番問題なのは、管理規程を見直して、市の財産の管理を、きちっとこれからやるんだという話ですね。

具体的に、甲島の今、貸しているあの土地を返還してもらって何に使うんですかと聞いたら、別に予定もなければ目的もないんだ、こういう説明でした。それじゃあ、クマザサが生い茂り放題、茂ると。灌木が生い茂れば、それも放置して、何も市にとって得にはならんわいね。今なら、4万7,000円にせよ、市の歳入に一定額が入りよるわけよね。目的もない、利用の予定もないのに、返せ返せいうて、それで管理規程に照らして、市が、四季折々に行つて、あそこをまた牧草地にするとか、採草地にするとか、放牧地にするとか、というようなことでの管理をやるんですか。それとも、何か大手の不動産屋が、あそこを開墾してでも農地にするとか、レジャー施設を建設するとかいうふうな話があつて、内々でそういうようなことをやっておられるんですか。そういうことはないでしょう。結局は、現状から見ても、将来的な見方をしても、採草地か牧草地か放牧地か、こういう利用の範囲にやっぱり限られると。そうであれば、2年に1回なり3年に1回なり、その土地がどういう利用状況かいうふうなことを、点検に行くいうふうなことで、費用が足りないんなら、地代を少し上げて、市が持ち出しにならんようにするというのも1つの、これは改善策だと思うんですね。

それで、目的も今のところないし、管理の今後の仕方も、どうするこうするということもない。うがつて考えれば、あれは米軍基地に使うんですか。そんな話が内部でまさか先行しとるんじゃないまい。そういうことしか考えられんじゃないですか。

それで一番の問題は、私はたまたま農業委員の末席におるんですが、農業委員会の、この件に関しては、担当地域が私は小方と黒川なんですね。農業委員会に、農地ではなかろうと現地を調査してくれという、このことが出されたときに、一方の借りている人の意思なり、将来計画について、どうなんかということをあわせ、農業委員会で現地調査をするならする。した後の結論を出す前に話を聞くのが筋でしょ。その役目を持つてるんが、担

当地区として私が農業委員として小方・黒川地区を担当しているんです。で、私には、そんな話は全然ないんです。借りてる人の、将来こうしたいんだとか、現にこういう準備をしているんだとかいう酪農への意欲、具体的な段取り等がやっぱり正確に農業委員会へ反映される、その役割を農業委員として私は持つてると思ったんですね。ところが、担当委員には、その話はない。それで、市のほうから、現地を調査して、現状がどうなってるかということを確認してもらやあええんじやと、こういうやり方なんよね。

それで、私は、その前後、借りておられる人のところへ、いろいろ、過去の経過なり、現在の心境なり、これからの取り組みについての話を聞かせてもらいましたが、確かに放牧はしてないが、採草はしてると。牛の飼料やヤギの飼料として、これから放牧したいんで、採草した草を倉庫にこずんでおるということも話もされましたし、その倉庫の実態を示す写真も見せてもらいました。

それから、放牧するにしても、そう簡単に、乳牛にするか、肉牛にするか、いろいろ検討も必要だし、資金のこともあったり、その選択の結論を出す上での時間も要ると、こういうふうなこともおっしゃいました。

それから、宮崎県で牛が随分焼却されましたが、あのときも県の指導で石灰を採草地として予定しているところに噴霧して消毒をすべきだという指導も受けて、そういうこともやってきましたと。だから、決して借りてる人が意欲を捨てたわけでもないし、将来的な経営の問題も含めて、これからのことを考えておられるやさきのことなんですね。

だから、私は、時間を置いて、あそこを遊ばせとつても、単なるクマザサの生い茂る土地にするよりか、少額であっても市の歳入に幾らかでも役立つんなら、継続をして、放牧であろうが、採草だろうがね、引き続いて、市の農業振興の立場からの指導なり、アドバイスなりをしながら、あの土地の活用をより高めるといのが行政の立場であってほしいと思うんですね。

それを、管理上の規定を見直すんじやあいうようなことをおっしゃるが、ほいじやあ、管理上の規定を見直して、返還を求める今回の件が第1号になるんですか。大竹市には随分、管理上問題があるような土地がありますよ。現に、戦後、農道だって、使用されとつても、大竹市がこととして市制60年になるが、60年間ほったらかしのとこだってあるじゃないですか。手がつけれんのですから、それも。今度の管理規程で、そういうことを解決するんですか。やっぱりケース・バイ・ケースでね、物事は処理せざるを得ないという現実もあるわけで、よりよい方向に進むように、さらなる努力をするというのも行政の務めではないかというふうには思っておりますので、裁判によってどうのこうのというふうな解決の方向ではなくて、長い目で見て、あの甲島の土地が、より、牧草、放牧、こういうことでの発展的な方向に行くように、さらなる努力をお願いして、司法の手によって解決するいうふうなことはやめてもらいたいと、こういうふうには思っておりますので、反対の討論とします。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありますか。

12番、原田 博議員。

○12番（原田 博） 私は、日程第2、議案第38号訴えの提起について、委員長の報告のと

おり、賛成の立場で討論をいたします。

最初に、私のアンテナ、距離が乏しい、また低いと言われましたら二の句はありませんが、このような状況になっていたとは、改めて申し上げるものではありませんが、議員、議会は、議案に対し、賛否が問われ、その意思を示さなければならない重要な役割、責任があります。そのためには、審議に伴い、経緯、情報に関し、どの程度、議員、議会に提供されているのかは、とても大切なことです。

任期もあと少しというこのタイミングにおいて、議員の皆さんの決断には大きなエネルギーが要る、苦しい選択をしなければなりません。どうか、執行部におかれましては、今後はこの種の議案への御配慮については、強く求めたいと思います。よろしく願いいたします。

先ほどの田中議員の賛成討論と重なる部分もありますけど、御承知のように、この契約は、昭和41年に本件の相手方のお父さんから、市内の学校給食用の牛乳需要に応ずるため、この土地を利用して酪農を行う旨の陳情があり、それ以降、総務委員会での3回の審議を経て、昭和42年3月27日の本会議で採択をされました。

採択後、昭和42年5月1日付で、相手方のお父さんと市有財産貸付契約を締結し、家畜の放牧及びそれに伴う施設の用途として、おおむね3年間の貸し付けを行い、以後、貸付期間の更新を行ってきました。昭和63年にお父さんがお亡くなりになられ、相続人であります子供さんの相手方と引き続き貸し付けを行うこととし、以後、平成26年3月末まで契約の更新を行ってきたとのことです。

そのような状況下、市有財産の管理を進めていく中で、当該土地の現状利用状況を確認したところ、貸し付け用途としての利用が認められなかったことから、今後の対応について種々検討した結果、平成26年3月31日の契約期間満了をもって、新たな契約更新を行わないことを決定し、現地にあります工作物の撤去及び、この土地の明け渡しを相手方に求めてきました。

しかしながら、これまでの経緯などを含め、相手方は大竹簡易裁判所に調停の申し立てをされましたが、双方の主張が折り合わず、不調に終わっています。それ以降の農業委員会の審議、相手方代理人の弁護士からの、引き続いての当該土地の貸し付け契約を交わすよう和解上申書の提出など、和解に向けた一定の対応はありましたが、双方の主張の壁が厚く、今般の訴えの提起の議案上程に至ったものと理解をしております。

さて、今議案の賛否への判断点については、私としては次の二通りが考えられます。

一つは、当初の目的は市内の学校給食用の牛乳需要に応ずるためであって、その後の実用はどのようになっているのか。

もう一つは、普通財産貸付要領に基づく貸し付けの基準として上げている6項目に、今契約は該当するかどうかです。

1点目の学校給食については、全乳による給食が実施されるとの見込みにおいて、その需要に応じるためにも、相当数の乳牛増殖をしようとしたが、現在は給食事情も以前とは随分変わってきたこと。そして、相手方におかれましては、大竹市学校給食納入業者ではないことなど、現時点では一定の整理があったものと判断がされます。

そして、二つ目の貸付要領については、公的な理由もなく、特別な事情も認められない1個人に貸し続けることは、公平性の観点から、貸付基準に照らしてみても、新たな更新には該当しない。さらには、普通財産貸付要領に沿って、何人にも厳格に対応を図るとの、行政・執行部の強い意思表示だと受けとめています。

以上、私としては、これらの二つの視点から、契約の更新には至らないものと認識をしております。

終わりに、今議案は、残念ながら司法の場に委ねられるかも知れませんが、今回このような状況に至ったことは、相手ばかりに責めを負うものではなく、あわせて行政の管理責任も大きなものがあります。また、生活環境委員会での議論や、先ほどの反対討論にもありましたように、畜産、酪農、農業の振興は大切であり、今後の行政の取り組みに、私は期待をいたしております。訴えの提起の議案ですけど、私としても、引き続いての和解に向けた努力を切にお願いし、賛成討論といたします。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件のうち、議案第38号を除く3件を一括採決いたします。

本3件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本3件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第38号訴えの提起についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 平成27年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

○議長（寺岡公章） 日程第6、平成27年請願第2号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、北林 隆議員。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|----------------|-----------------------------|-------|----------|
| 平成27年
請願第2号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採択
について | 採 択 | 27. 6. 1 |

平成27年6月3日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

総務文教委員長 北林 隆

〔総務文教委員長 北林 隆議員 登壇〕

○総務文教委員長（北林 隆） 総務文教委員会に御付託いただきました請願1件につきましては、6月3日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告申し上げます。

平成27年請願第2号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてでございますが、本件は、大竹市職員労働組合執行委員長、榎原研介氏から提出された請願で、その趣旨は「経済財政諮問会議において、2020年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減に向けた議論が進められている。財政再建目標を達成するためだけに不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。ついては、地方財政の充実・強化に向けて、地方自治体からの意見反映を強めるため、意見書を政府に送付してほしい」との内容です。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方を尋ねたところ、「都市、税財源の充実確保については、大竹市でも全国市長会を通じて国に提言をしている。これは、本請願の地方財政の充実を求める趣旨とも共通するものとする」との見解が示されております。

続いて、委員に意見を求めたところ、「地方自治体は、社会保障費や環境対策費、地域交通の維持費等が今後も伸びていくという大きな問題を抱えている。加えて、新たな市民ニーズ及び大雨などの自然災害への対応など、地方自治体が担っていく役割、それにかかわる財政需要は、ますます拡大していくと思われる。その打開策として、さらに効率的な行政運営と効果的な施策の推進に取り組まなければならないが、いつかは限界が生じてくる。本市の安定的な行政運営を維持・発展するため、国からの地方交付税及び一般財源総額の確保は、これからのまちづくりを進めていく中で不可欠なものであり、必然的なものと考え、採択すべきである」との意見があり、採決の結果、本件は採択すべきものと決しております。

以上で、御付託いただきました請願1件の審査報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

ただいま議題となっております平成27年請願第2号に関する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択と決しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第1号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

ただいまから職員をして意見書案を配付させますので、しばらくお待ちください。

ただいま職員をして意見書案を配付させましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（寺岡公章） 追加日程第1、意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

8番、北林 隆議員。

〔8番 北林 隆議員 登壇〕

○8番（北林 隆） 意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書につきましては、お手元に配付しております意見書（案）を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援、医療・介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む、地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初め、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となってお

り、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、平成32年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減に向けた議論が進められています。本来必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためにだけに不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、平成28年度の政府予算・地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実・地方財政の確立を目指すことが必要です。

このため、政府に、以下の事項の実現を求めます。

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。特に、今後策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。

2. 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。

3. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の平成28年度以降も継続すること。また、平成27年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。

4. 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。また、償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

5. 地方財政計画に計上されている歳出特別枠、及びまち・ひと・しごと創生事業費については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振りかえること。

6. 地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

皆様の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 平成27年請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書採択について

○議長（寺岡公章） 日程第7、平成27年請願第1号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書採択についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、乃美晴一議員。

生活環境委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|----------------|---|-------|----------|
| 平成27年
請願第1号 | 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書採択について | 採 択 | 27. 6. 1 |

平成27年6月4日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

生活環境委員長 乃美 晴一

〔生活環境委員長 乃美晴一議員 登壇〕

○生活環境委員長（乃美晴一） それでは、6月1日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました請願1件につきましては、4日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告を申し上げます。

平成27年請願第1号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書採択についてでございますが、本件は、連合広島大竹・廿日市地域協議会、議長、堀谷俊志氏から提出された請願で、その趣旨は、「年金積立金は被保険者の利益のため、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うこと」、「年金積立金の運用について責任の所在を明確にすること」、「年金積立金管理運用独立行政法人に保険料拠出者の意思が反映できる体制を構築すること」を求め、国に意見書を提出するよう請願されたものでございます。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方を尋ねたところ、「市民の年金保険料から積み立てられた積立金を運用する際は、適切かつ安全な運用を心がけていただき、市民に不利益が及ばないような仕組みづくりをしていただきたい」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、「最近、年金運用について国会で変更があったのか伺う」との質疑に対しまして、「平成26年10月31日から運用の方法が変わっている。それまでは国内債券60%、国内株式12%、外国債券11%、外国株式12%、短期資産5%であった。変更後は、国内債券35%、国内株式25%、外国債券15%、外国株式25%というように運用が変わったと聞いている」との答弁がございました。

審査の中で委員から「採択すべき」との意見があり、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました請願1件の審査報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

ただいま議題となっております平成27年請願第1号に関する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択と決しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第2号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

ただいまから職員をして意見書案を配付させますので、しばらくお待ちください。

ただいま職員をして意見書案を配付させましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

~~~~~○~~~~~

**追加日程第2 意見書案第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について**

○議長（寺岡公章） 追加日程第2、意見書案第2号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

6番、乃美晴一議員。

〔6番 乃美晴一議員 登壇〕

○6番（乃美晴一） 意見書案第2号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書につきましては、お手元に配付しております意見書（案）を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）

公的年金は、高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では、県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向で年金積立金の運用の見直しを求め、平成26年10月31日、基本ポートフォリオが大きく変更されました。

年金積立者は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。

まして、GPIFには、保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に方向性を示し、見直しが進められていることは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結果は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者、

十

受給者が被害をこうむることになります。

こうした現状に鑑み、本議会は、政府に対し下記の事項を強く要望します。

1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うこと。

2. これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、責任の所在を明確にすること。

3. GPIFにおいて、保険料拠出者である労使を初めとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映ができるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

皆様の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 閉会中の継続審査の申し出について

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の陳情について下記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

| 番 号 | 件 名 | 理 由 | 付託年月日 |
|----------------|--------------------|----------------------------|-----------|
| 平成25年
陳情第1号 | 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情 | 小方まちづくりの動向を踏まえて審査する必要があるため | 25. 2. 28 |

平成27年6月5日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

まちづくり対策特別委員長 児玉 朋也

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の陳情について下記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

| 番 号 | 件 名 | 理 由 | 付託年月日 |
|----------------|---|----------------|----------|
| 平成27年
陳情第1号 | 晴海臨海公園整備事業における多目的ゾーン等の早期整備及び多目的ゾーン内に人工芝エリアを整備することを求める陳情 | 慎重に審査する必要があるため | 27. 3. 2 |

平成27年6月4日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

生活環境委員長 乃美 晴一

○議長（寺岡公章） 日程第8、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

まちづくり対策特別委員長及び生活環境委員長から、目下、各委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 岩国大竹道路対策に関する中間報告について

○議長（寺岡公章） 日程第9、岩国大竹道路対策に関する中間報告についてを議題といたします。

本件に関し、岩国大竹道路対策委員長から中間報告の申し出があります。  
委員長の報告を受けます。

岩国大竹道路対策特別委員長、山本孝三議員。

〔岩国大竹道路対策特別委員長 山本孝三議員 登壇〕

○岩国大竹道路対策特別委員長（山本孝三） それでは、岩国大竹道路対策特別委員会の中間報告をさせていただきます。

本特別委員会は、一般国道2号の慢性的な交通渋滞が市民生活及び産業活動に支障を与えており、市民の不安や時間的、経済的損失を解消するため、バイパス機能を持った岩国大竹道路を早期に建設すること及びこの事業に伴う諸問題を解決することを目的として、当初、平成10年12月18日に設置されました。その後、平成11年、15年、19年、23年と継続して本特別委員会が設置され、審議を続けてまいりました。

平成25年9月に、現在の特別委員会委員を選任いただいた後、不肖、私、山本が委員長に、藤井議員が副委員長にそれぞれ御選任をいただき、以降、今まで9回の会議を重ねてまいりました。

今定例会における委員会が、現在の議員任期での最後の特別委員会になると思われるので、これまでの審査の経過と現在の状況について御報告を申し上げます。

岩国大竹道路は、平成17年度から用地買収に着手し、本委員会が引き継いだ当時、平成25年8月末で面積による進捗状況が51.4%、契約金額では、77.7%の状況でございました。

買収予定地は、御園二丁目からJRガード付近を通り、国道2号周辺に至る区域と元町地域にございます。一方、御園地区の一部、元町地区においては、境界未画定等により、境界確認や地図訂正に予想以上に時間を要し、用地買収におくれが生じているところでございます。

また、立退者への代替地の状況につきましては、上下水道局前44区画、ゆめタウン南側1区画の合計45区画のうち、引き渡し済みの区画が27区画あり、残り18区画が空き区画となっております。残りの区画につきましても、引き続き代替希望者に分譲していくとともに、価格の見直しを含め、早期の処分を進めていく、さらなる努力が求められます。

一方、晴海第1公園の商業者用代替地につきましても、商業者の方の代替地から一般分譲へ切りかえたこともあり、10区画中9区画が売却されています。

本特別委員会では、本事業の進捗についての審査に加え、平成26年9月10日、国土交通省・中国地方整備局広島国道事務所の関係職員を参考人として招致し、岩国大竹道路の事業計画・道路及び構造物の設計概要について説明を受け、質疑を行いました。また、平成27年6月10日には、同じく国土交通省職員を招き、本事業の建設予定地において現地調査を行っております。それらを受け、安全を確保するため、小方1丁目地区の市道、小方御園1号線の両側に歩道を設置することや、極力直線の配置とすること、車両が通行しやすいよう市道小方御園1号線のJRガード下部分を掘り下げること、また、混雑を緩和するため、市道小方御園1号線JRガード通過直後に、市道飛石黒川線に接続させる、あるいは、左折レーンを設ける等、国土交通省に対する要望項目を取りまとめているところでございます。



審査の過程において、本特別委員会が確認した本特別委員会以外の状況でございますが、まず、地元自治会との協議については、国土交通省では、小方自治会との懇談会や意見交換、また、オープンハウス等を開催し、事業概要を説明し、自治会から質問・要望・意見を受けるなど、事業進捗のため鋭意取り組んでいただいています。

次に、要望活動については、本市の市長・議長等を構成員とする岩国大竹道路建設促進期成同盟会において、国会議員、国土交通省本省や中国地方整備局関係機関に対し、事業の早期完成のための要望活動を毎年実施しています。

また、本事業に伴い、文化財保護法に基づく、埋蔵文化財調査も現在あわせて行われております。

なお、岩国大竹道路事業用地は、平成17年度から国の依頼を受け、大竹市の土地開発公社が先行取得してきましたが、平成27年4月からは、国が主体となって地権者と用地協議を進めることになりました。

以上、本特別委員会での審査等を行ったところですが、その結果、平成27年6月1日現在の本事業の進捗状況は、面積による進捗率が56.4%、契約金額による進捗率は86.2%となっております。

今後の財源見通しも定かでないなど、不透明な部分や事業の長期化に伴うさまざまな問題も生じることも予想され、現時点では、国においても完成年の想定ができないなど当初の予定より、かなりおくれが生じております。いずれにしても一刻も早い完成が待たれるところでございます。

審査の状況は以上となりますが、本事業は、大竹市はもちろん、広島県西部・山口県東部に欠かせない交通体系の根幹をなすとの位置づけでございます。

これまで、境界未画定等、さまざまな不安を抱えていると思われる多くの地権者や立退者の立場を尊重しながら審査を進めてまいりました。この2年間、私ども8名の委員に賜りました市当局を初めとする関係各位の御協力に対しまして、心より感謝を申し上げ、御報告といたします。

○議長（寺岡公章） 本件は報告でありますから、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10 まちづくり対策に関する中間報告について

○議長（寺岡公章） 日程第10、まちづくり対策に関する中間報告についてを議題といたします。

本件に関し、まちづくり対策特別委員長から中間報告の申し出があります。

委員長の報告を受けます。

まちづくり対策特別委員長、児玉朋也議員。

〔まちづくり対策特別委員長 児玉朋也議員 登壇〕

○まちづくり対策特別委員長（児玉朋也） まちづくり対策特別委員会、中間報告を申し上げます。

まちづくり対策特別委員会は、議員個々が地域で捉えた意見を交換し、議会から市長の政策判断に積極的に関与する「提案できる議会」を目指し、設置されたものでございます。

この機会をおかりしまして、本委員会のこれまでの審査の経過を御報告申し上げます。

平成25年9月議会において、8名の委員が選任され、不肖、私、児玉を委員長に、藤井議員を副委員長に互選いただき、これまで11回の委員会を開催し、議論してまいりました。

まずは、委員会のテーマを決めるに当たり、委員で意見交換を行っております。

大願寺地区造成事業用地は小方小・中学校の移転も終了し、子供たちの声が響き、若い子育て世代が多く住む活気あふれる、すばらしい団地になっております。晴海臨海公園は、テニスコート、球技場、管理棟というふうに公園整備も進んでおります。また、小方駅に関しましては、JRとの協議も進んでおります。

このような意見を踏まえた結果、旧小方小・中学校の跡地の活用やJR新駅の構想など課題の多い小方地区のまちづくりをテーマとすることにいたしました。

初めに、小方のまちづくりに関する質問事項を文書にまとめております。

質問事項を大まかに整理すると、「小方小・中学校跡地に関するもの」「岩国大竹道路に関するもの」「JR新駅に関するもの」「晴海県有地及び晴海臨海公園に関するもの」「小方地域ワークショップに関するもの」と5つの項目に分類されました。これらの質問事項に関しましては、委員会の中で執行部から回答を得ております。

その後、小方小・中学校跡地及びJR新駅の構想について、委員が各会派に持ち帰り、検討しております。委員同士で地域のまちづくりを協議していくことについて疑問の声もありましたが、「財源がないから」、「具体的な計画がつかめないから」などで考えることをやめてしまうのではなく、将来、大竹市がこうなってほしいという構想を練り、少しでもそれに近づけていくことを考える姿勢こそが大切なことではないかという意見もございました。

会派での検討結果については、委員会で発表し、さらに委員同士で議論を行っております。

各会派の意見は、最終的に図面への書き込みを行っております。

その内容は、小方トンネル西側にJR新駅、その東西に駅広場。旧小方小学校跡地には、住宅用地、商業用地、一部公園用地、新駅立地に伴う代替用地。旧小方中学校跡地には、道の駅、住宅用地。さらに、小方港では、待合所、船舶係留施設を整備し、阿多田観光釣り堀、工場夜景クルーズ、臨時宮島行きフェリーなど。晴海臨海公園沖には、釣り堀施設、海の駅、岩国大竹道路の建設残土を利用しての宅地造成や海水浴場などが盛り込まれ、JR新駅から晴海沖に向けて、連続的な観光施設の整備が重要であるとの意見もございました。

また、道の駅に関しましては、岩国大竹道路出入り口付近が適しているという意見もございました。

なお、これらの意見は、先に申しましたように、事業費等を考慮した具体的な計画というわけではなく、将来大竹市がこうなってほしいと考え、自由に意見を出し合ったものでございます。

平成27年6月の委員会では、取りまとめた意見を執行部において活用案の情報を整理し、「必要と思われる作業」「懸念事項」「他団体の事例をもとにした大まかな参考費用」な

ど、報告を受けております。

以上、当委員会での取り組み内容について簡単に報告いたしました。

執行部におかれましては、委員会の設置から長い期間を要して、これまで多くの議員が委員として「地域のまちづくり」について積極的に意見交換しております。前委員会で行われた報告と重複するものも含まれております。しかしながら、それらは地域で捉えた重要な意見として、政策立案の際にはできるだけ参考にさせていただけるものと信じております。

最後に、私ども8名の委員に対して賜りました各議員、執行部の御協力に対しましてお礼申し上げますとともに、今後の御協力について改めてお願い申し上げ、まちづくり対策特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（寺岡公章） 本件は報告でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第11 安心安全対策に関する中間報告について

○議長（寺岡公章） 日程第11、安心安全対策に関する中間報告についてを議題といたします。

本件に関し、安心安全対策特別委員長から中間報告の申し出があります。

委員長の報告を受けます。

安心安全対策特別委員長、北林 隆議員。

〔安心安全対策特別委員長 北林 隆議員 登壇〕

○安心安全対策特別委員長（北林 隆） 安心安全対策特別委員会、中間報告をさせていただきます。

本特別委員会は、議会の議決を得て設置された委員会で、付議された事項は、「駐留軍等再編計画に伴う安心安全対策に関する事項」及び「自然災害等に伴う安心安全対策に関する事項」の審査で、駐留軍等再編計画や自然災害等に伴う市民の安心・安全確保のため、市長の政策判断に先立って、十分な協議、研究を行うべく設置されました。

本特別委員会は、8名の議員で構成され、不肖、私、北林が委員長に、網谷議員が副委員長に選任され、平成25年9月11日から平成27年6月9日までの間、計18回の特別委員会を開催し、2回の委員派遣をもって付議された内容について協議、研究をしてまいりました。

これまでに協議、研究してきた内容について御報告申し上げます。

委員会等の開催状況と内容については、お手元にお配りしております中間報告書の1ページと2ページに記載しておりますとおりです。

それでは、概要について御報告申し上げます。

まず、「駐留軍等再編計画に伴う安心安全対策に関する事項」については、米軍機低空飛行訓練目撃情報、航空機の騒音苦情件数、駐留軍等再編交付金充当予定事業の内容、在日米軍に関する情報など、その都度、執行部から報告を受け、対応してまいりました。

次に、「自然災害等に伴う安心安全対策に関する事項」についてでございます。

1つ目として、「土砂災害対策に関連する法律4法」の勉強会を開催しました。

土砂災害防止のためのソフト対策として制定され、避難地図作成に活用されている「土砂災害防止法」、そしてハード対策のための「砂防法」、「急傾斜地災害防止法」及び「地すべり等防止法」について、執行部から説明を受けました。土砂災害に関する法律の理解を深めております。

2つ目として、大規模災害時における、議会及び議員の役割や行動を明確にするため、「大竹市議会大規模災害対応指針」と「大竹市議会大規模災害対応行動マニュアル」を作成し、議員全員協議会で了承をいただき、平成26年11月10日から施行しております。

この指針、マニュアルでは、大規模災害時、議会は執行部と連携することや情報を一元化すること、また、議員としても地域の一員として市民の安心・安全の確保に努めることなどについてを定めております。

ちなみに、指針、マニュアルは、中間報告書の5から7ページに掲載しております。

また、災害時のみならず平時にも活用できるよう、指針、マニュアルのほか、必要情報、例えば避難場所一覧や、災害時に必要と思われる連絡先などを添付した、いつでも携帯しておけるようA5判の「大竹市議会議員のための災害時クイックガイド」を作成して、全議員に配付いたしました。

3つ目として、防災行政無線の検証をしました。

災害時、行政からの情報提供手段として重要な役割を果たす防災行政無線について協議し、実際に市内に委員が向かい、聞こえぐあいを現地調査しております。

調査地区は、市内で「ハザードマップ上、災害が発生するおそれの強い場所」、「防災行政無線が聞こえにくいと市民からの苦情のあった場所」及び「過去に土砂災害や浸水被害の発生した場所」の中から、三ツ石地区、立戸地区、油見地区、白石地区の4地区とし、自治会長等と協議した上、それぞれの地区内から3カ所から4カ所、聞こえにくい場所を選定しました。

現地調査は、委員が現地（聞こえにくい場所）に行き、自治会長等の立ち会いのもと、防災行政無線を吹鳴し、聞こえぐあいを調べました。

油見地区（油見1、2、3丁目）においては、自治会長の要望によりアンケートを全戸配布し、防災行政無線の聞こえ方や、聞こえにくい場所を事前に集計した結果をもとに、現地調査を実施しております。

調査後、委員会で検証した結果、災害時に防災行政無線が機能するためには、「行政が対応すべきこと」、「市民ができること」があり、行政が対応すべきことは、例えばスピーカーの位置や方向を変えること、放送内容によって防災行政無線のチャイムやサイレンの音をかえることなどがあります。

市民ができることには、聞こえなかった場合は、みずから防災無線テレホンサービスで聞くことや、市ホームページで情報の確認することなどがあります。つまり、市民みずから行動をする姿勢も必要なのではないかという結論に至りました。

これらの協議、研究した内容を踏まえ、本委員会では、市長に提言することといたしました。今後の防災対策等に反映していただければと思います。

それでは、提言書を読み上げます。

自然災害等に伴う安心安全対策に関する提言書。

平成25年9月11日から平成27年6月9日の間、安心安全対策特別委員会を開催し、また、委員派遣をして協議、研究した結果、自然災害等に伴う市民の安心安全確保のためにはさまざまな課題があり、それを少しでも解消するために、次のとおり市長に提言する。

#### (1) 災害時の議会の役割

大規模災害が発生したとき、議会は、市執行部と連携し、被災者の救援及び市の災害復旧のために、非常の事態に即応した役割を果たす。また、議員は、地域の一人として市民の安心・安全の確保に努める。

議会は、大竹市災害対策本部が迅速かつ円滑な災害対応に全力で専念できるよう、必要な協力をを行う。

必要があれば、国、県、関係公共機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧及び復興の取り組みをバックアップする。

また、広域的な応援体制が必要であると判断したときは、関係自治体の議会と連携する。

議員は、地域の一人として市民の安心・安全の確保に努めることとする。

#### (2) 防災情報の伝達方法の多様化。

確実な防災情報の伝達は、災害時には極めて重要であることから、防災行政無線以外の情報伝達方法の多様化について検討すること。

防災情報の主な伝達手段として防災行政無線が使われているが、市内で実際に聞こえぐあいを検証したところ、天候などの条件にもよるが聞こえにくい場所もあった。

防災情報メール配信システム、防災行政無線テレホンサービスの無料化等の改善策が推進されているところであるが、加えて、防災行政無線の補助的機能を有し、屋内で放送を聞くことができる戸別受信機の無償または有償貸与など、さらなる情報伝達方法の多様化について検討することが必要と思われる。

#### (3) 防災情報の共有化と啓発活動の推進。

防災・減災に向けて、行政は「公助」のため取り組み、市民は「自助」「共助」の重要性をまず理解した上で、みずからの地域防災力を向上させることが必要である。

そのため、市民・関係機関・行政は防災情報を共有するとともに、行政は、市民の防災意識及び防災知識の向上を図るための啓発活動を推進すること。

防災・減災に向けて、平時から、行政は市民ニーズを把握し、公助のための取り組みをして、市民は、自助・共助の重要性をまず理解した上で、みずからの地域防災力が向上していくような取り組みをしていくことが必要である。

そのためには、市民・関係機関・行政で情報を共有することが重要である。

加えて、行政は、市民一人一人の防災意識や防災知識を向上するための啓発活動や取り組みをすることが必要である。また、地域が「地域のハザードマップの作成」や「実践的な地域による防災訓練の定期的な開催」などをし、日ごろから顔の見える関係をつくり、災害時に住民同士が助け合うことのできる環境を構築することは、地域防災力の向上につながっていく。それには、行政が地域の支援をし、また、地域に対して啓発活動をしていくことが必要である。

以上のことを提言します。

最後になりますが、私ども8名の委員に賜りました市長を初めとする執行部、関係者の方々、そして議会事務局の方々の御協力に深く感謝申し上げます。

皆様の御協力なくしては、委員会の議論は進まなかったものと思っております。

以上、感謝とお礼を申し上げ、皆様への御報告、そして提言といたします。

ありがとうございました。

○議長（寺岡公章） 本件は報告でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（寺岡公章） お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

本日、本会議終了後、直ちに、第1委員会室におきまして生活環境委員協議会を開催する旨、委員長から通知を受けております。また、その終了後、第1委員会室におきまして議員全員協議会を開催いたします。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに6月定例市議会を閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会は去る6月1日に開会され、本日までの15日間、議員の皆様におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始御熱心に御審議の上、いずれも原案のとおり議決、あるいは御承認賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

なお、本会議並びに各委員会などにおきまして、皆様からいただきました貴重な御意見や御要望につきましては、これを十分に検討させていただきまして、今後の市政運営に反映させてまいりたいと考えております。

さて、御在任中、幾多の功績を残されました皆様方の任期も、間近に迫ってまいりました。この議場におきまして、このメンバーで一堂に会しますのも、今任期の中では、本日をもちまして最後のことになるのではないかと存じます。

引き続き御出馬になられる皆様におかれましては、どうか御健闘いただき、再びこの議場でお目にかかれますよう、心からお待ち申し上げます。

また、今任期をもちまして御勇退される皆様におかれましては、長きにわたり市政への

多大なる御貢献をいただき、まことにありがとうございました。大変お疲れさまでございました。市議会の議席を離れられましても、御在任中とかかわることなく、引き続き市政に対しまして御指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

これから厳しい暑さに向かいますが、議員の皆様方におかれましては、健康には十分に留意され、ますますの御活躍を心からお祈り申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（寺岡公章） これにて本日の会議を閉じ、第2回大竹市議会定例会を閉会いたします。

11時46分 閉会

+

+

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年6月15日

大竹市議会議長 寺岡 公 章

大竹市議会議員 山崎 年 一

大竹市議会議員 細川 雅 子

+

+

+